

農業情報収集のための国内交流事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市は、鳥取市農業振興基金事業実施要領（平成8年6月11日施行）第2の（2）に基づいて行う事業に要する経費について、予算の範囲内において、農業者等に交付するものとし、その交付に関しては、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年4月鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところとする。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 補助金の対象となる経費及び補助率は、別表に掲げるところによるものとする。

(申請書の提出)

第3条 規則第4条第1号及び第2号に規定する事業計画書及び収支予算書は様式第1号のとおりとする。

2 規則第5条の規定による補助金の交付申請は、事業を実施する予定日の1週間前までに行うものとする。

(承認を要しない変更)

第4条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(実績報告)

第5条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第2号のとおりとし、様式第1号の事業報告書及び収支決算書を添付して、事業完了後1か月または補助金の交付決定のあった年度末のいずれか早い日までに市長に提出するものとする。

附則

この要綱は、平成8年12月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年10月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年6月20日から施行し、平成29年度の補助事業から適用する。